

パブリックコメント等を反映した「復興基本計画(案)」の修正について

■復興基本計画の主な修正点

- 副題の修正 (表紙)
～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～
- 放射能監視体制等に係る取組の追記 (p24,45,48,50,52,55,56,64,65,67,68)
- 再生可能エネルギーの取組を追記 (p25)
- 国際リニアコライダーの誘致の取組を追記 (p52,67)
- 三陸創造プロジェクトの考え方、内容の追記 (p69～75)
- 「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)の考え方の追記 (p76)
- 財源の確保の追記 (p78)
- パブリックコメント (663 件) の約 5 割の意見を反映 (趣旨同一を含む)
- 被災孤児対策等女性代表者の意見を反映

■章ごとの主な修正点

区分	変更点	変更の記載内容
表紙	副題の修正	～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造に 向けで～
序章	計画期間の理由の 明確化による追加 (p3)	(下線部の追加) この計画は、 <u>本県における迅速な復興の推進とともに、平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で全体計画期間とする。</u>
第 1 章 被災状況	本県の最大震度の 観測地点の追加 (p5)	(3月11日の地震) 震度6弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥 州市、 <u>藤沢町</u> (4月7日の余震) 震度6弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、 <u>平泉町</u> 、奥州市
	津波最大波の観測 地点の追加 (p5)	津波観測点付近の痕跡等から推定した津波高さ(参考値)として、久 慈港 8.6m を追加
	データの時点更新 (p6～p8)	・被害の状況(人的被害、家屋被害、産業被害、公共土木被害)等
第 2 章 復興の目指 す姿と 3 つ の原則	「暮らし」の再建 の説明の追加 (p12)	さらに、医療・福祉・介護体制など、生命と心身の健康を守るシス テムや <u>教育環境の再構築</u> 、地域コミュニティ活動への支援などによる、 地域の再建を図る。
第 3 章 復興に向け たまちづく	整備目標の考え方 の文言修正 (p13)	この場合、 <u>海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地 域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応で きる高さとする。</u>

区分	変更点	変更の記載内容
りのグラン ドデザイン	海岸保全施設の並 べ替えと河川堤防 の追記 (p13)	<u>湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こう</u> など海岸保全施設の 整備に当っては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適し た効果的な配置とする。
第4章 復興に向け た取組	10分野の取組の名 称変更 (目次,p50,66)	「 <u>経済産業</u> 」⇒「 <u>商工業</u> 」に変更 【理由】「 <u>経済産業</u> 」は、農林水産業や観光まで包含する名称である ことから、取組内容と併せてタイトルを整理。
	再生可能エネルギ ーの取組を追加 (p25)	「 <u>安全</u> 」の確保に中期的な取組として追記 <u>本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギ ーを最大限活用するとともに、それらエネルギーにより、防災拠点等や住 宅・事業所が非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入 促進</u>
	原子力発電所事故 に伴う放射線量の 測定などを追加 (p24,p45,48,52,55) (実施計画にも構成 事業を追加) (※各部局と最終調 整中)	「 <u>安全</u> 」の確保に緊急的な取組として追記 ・ <u>原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化 及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進</u> 「 <u>なりわい</u> 」の再生に緊急的な取組として追記 ・ <u>放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進 (※水産業・農林業、商工業、観光)</u> ○ <u>＜実施計画＞</u> に次の2事業を追加 ① <u>(仮称)放射性物質総合対策事業</u> 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射能測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 ② <u>環境放射能水準調査費(環境放射能モニタリング強化費)</u> 原子力発電所事故に伴い、県内の環境放射線に関する監視体制を強化すると ともに、専門家等によるセミナー開催など普及啓発を実施
	沿岸北部や横断道 等交通ネットワー クの構築の記載を 追加 (p28)	「 <u>安全</u> 」の確保に短期的な取組を修正 ・(三陸縦貫自動車道、 <u>三陸北縦貫道路</u> 、八戸・久慈自動車道の三陸沿 岸地域の縦断軸、東北横断自動車道釜石秋田線、 <u>宮古盛岡横断道路</u> の 内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸)
いわて花巻空港の 航空ネットワーク の充実の削除 (p28)	「 <u>安全</u> 」の確保の中期的な取組を削除 【理由】 ・災害に強い交通ネットワークづくりとの関連性が薄い ・航空ネットワークの充実については、災害対応という観点ではなく、 県内の産業や観光の回復の動きと連携して一般的な取り組みとして 行っていくものであるため	

区分	変更点	変更の記載内容
	復興特区で要望している国際リニアコライダーの誘致を明記 (p52)	<p>「なりわい」の再生の中期的な取組を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携による産業人材の育成、<u>国際リニアコライダーの誘致など、地域の特性を生かした科学技術や学術研究による三陸の振興</u>
第5章 三陸創造プロジェクト	「三陸創造プロジェクト」の検討、具体化の進め方を明確化 (p69～75)	<p>プロジェクト名を以下のとおり記載し、内容を具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術分野『<u>国際研究交流拠点形成</u>』プロジェクト ・環境共生・再生可能エネルギー分野『<u>さんりくエコタウン形成</u>』プロジェクト ・津波災害の次世代への継承『<u>東日本大震災津波伝承まちづくり</u>』プロジェクト ・産業振興分野『<u>さんりく産業振興</u>』プロジェクトとして記載 ・新たな交流による地域づくり『<u>新たな交流による地域づくり</u>』プロジェクト
第6章 復興の進め方（復興に向けた連携）	タイトルの変更 (p76)	<p>「<u>復興に向けた連携等</u>」⇒「<u>復興の進め方</u>」に変更</p> <p>【理由】</p> <p>第6章では、復興に向けた連携に加えて、計画の進行管理等も盛り込んでいることから、タイトルを変更して内容と一致させるもの。</p>
	高齢者や障がい者、女性、外国人、子ども、若者等を含めた社会的包摂の考え方を追加 (p76)	<p><u>また、災害に伴い、地域や職場、家庭でのつながりが薄れることによって社会的な孤立が生じることが懸念されており、こうした課題に対応し、被災者一人ひとりにとっての復興を実現するため、高齢者や障がい者、女性、外国人、子ども、若者等の視点も含めた、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する。</u></p>
	「6 復興財源の確保」の追加 (p78)	<p><u>復興のためには、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設が不可欠であり、国に対して強く要請していく。</u></p> <p><u>国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大がなされた場合でも、地方が負担する費用は膨大となることから、地方負担に対する財源措置の充実・確保が必要である。また、復興一括交付金など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設なども必要であることから、これらについて引き続き国に対して強く要請していく。</u></p> <p><u>また、本県では、独自課税として、「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を実施し、それぞれの課税目的に則した施策を展開してきたところであるが、これらの税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していく。</u></p>